⑷　同一の世帯において、住居（ただし、人の生活の本拠に限る。）に受信機を設置し、かつ、ＮＨＫの配信の受信を開始した場合においては、１の受信契約とする。この場合において、衛星系によるテレビジョン放送を受信できる受信機を設置した者は、衛星契約を締結するものとする。		⑵　事業の用に供するために世帯構成員以外の者に視聴させ、または閲覧させることを目的としてＮＨＫの配信の受信を開始した場合の受信契約	外の移動体については住居の一部とみなす。
２　事業所等世帯以外についての受信契約（以下「事業所契約」という。）の単位等は次の各号のとおりとする。	２　事業所等住居以外の場所に設置する受信機についての放送受信契約は、前項本文の規定にかかわらず、受信機の設置場所ごとに行なうものとする。	（削除）	４　第２項に規定する受信機の設置場所の単位は、部屋、自動車またはこれらに準ずるものの単位による。
⑴　受信機を設置した場合の受信契約は、受信機の設置場所ごとに行なうものとする。		（削除）	５　同一の世帯に属する１の住居に２以上の受信機が設置される場合においては、その数にかかわらず、１の放送受信契約とする。この場合において、受信することのできる放送の種類の異なる２以上のテレビジョン受信機を設置した者は、衛星契約を締結するものとする。
⑵　１の者が同一の設置場所に２以上の受信機を設置した場合においては、その数にかかわらず、１の受信契約とする。この場合において、受信することのできる放送の種類の異なる２以上の受信機を設置した者は、衛星契約を締結するものとする。		（削除）	６　１の者が事業所等住居以外の同一の設置場所に２以上の受信機を設置した場合においては、その数にかかわらず、１の放送受信契約とする。この場合において、受信することのできる放送の種類の異なる２以上のテレビジョン受信機を設置した者は、衛星契約を締結するものとする。
⑶　ＮＨＫの配信の受信を開始した場合の受信契約は、配信の受信に用いる通信端末機器の数にかかわらず、通信端末機器の設置場所ごとに行なうものとし、この場合、配信の受信の本拠をもって通信端末機器の設置場所とみなすものとする。		（受信契約書の提出） 第３条　受信機を設置した者は、受信機の設置の月の翌々月の末日までに、また、ＮＨＫの配信の受信を開始した者は、ＮＨＫの配信の受信開始の月の翌々月の末日までに、次の事項を記載した受信契約書を放送局（ＮＨＫの放送局をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。この場合において、受信機の設置およびＮＨＫの配信の受信開始のいずれも行なった者は、そのいずれか早い月の翌々月の末日までに、当該早い月に行なった受信機の設置またはＮＨＫの配信の受信開始に関する事項を記載した受信契約書を放送局に提出しなければならない。ただし、新規に契約することを要しない場合を除く。	（放送受信契約書の提出） 第３条　受信機を設置した者は、受信機の設置の月の翌々月の末日までに、次の事項を記載した放送受信契約書を放送局（ＮＨＫの放送局をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、新規に契約することを要しない場合を除く。
⑷　同一の設置場所において、１の者が受信機を設置し、かつ、ＮＨＫの配信の受信を開始した場合においては、１の受信契約とする。この場合において、衛星系によるテレビジョン放送を受信できる受信機を設置した者は、衛星契約を締結するものとする。		⑴　受信機の設置者またはＮＨＫの配信の受信開始者の氏名および住所	⑴　受信機の設置者の氏名および住所
⑸　受信機の設置場所または通信端末機器の設置場所の単位は、部屋、自動車またはこれらに準ずるものの単位による。		⑵　受信機の設置の日またはＮＨＫの配信の受信開始の日	⑵　受信機の設置の日
３　前項が適用される事業所契約は次の各号のとおりとする。	３　第１項に規定する世帯とは、住居および生計をともにする者の集まりまたは独立して住居もしくは生計を維持する単身者をいい、世帯構成員の自家用自動車等営業用以		
⑴　受信機を住居以外の場所に設置した場合の受信契約			